

建築確認申請のよくある指摘事項

建築確認申請における「よくある指摘事項」は下記の通りです。

設計者の皆様におかれましては、下記の点にご留意いただき申請書等を作成してください。

区分	図面名	内容
申請書	第2面	<p>【3. 設計者】壁量計算書や構造計算書の作成を別の構造設計者等が行っている場合は、構造設計者等の情報も記載してください。</p> <p>【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画計画の提出】提出不要とする根拠を記載してください。</p> <p>仕様基準に適合させる場合→「第一号イ（仕様基準）に該当」 設計住宅性能評価を受けた場合→「第二号に該当」 長期優良住宅の認定を受けた場合→「第三号に該当」 3号建築物の場合→（※記載不要です）</p>
	第4面	<p>【11. 確認の特例】【ハ.建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】を正しく記載してください。</p>
	第4面～第6面	各床面積、高さ（階高、横架材間の垂直距離等）について、図面と整合を図ってください。
	その他	添付資料も含め、全ての設計図書に設計者の記名をしてください。
集団規定 関連	配置図	<p>土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請建築物の各部分の高さ、擁壁及び塀の位置、高さ、仕様及び新設又は既設の別等を記載してください。</p> <p>敷地の接する道路の位置、幅員及び種類を記載してください。なお、建築基準法で規定する道路種別が不明な場合は、必ず建築場所を所管する特定行政庁で確認してください。</p> <p>高さ制限確認に必要な建築物（申請建築物、他の建築物とも）の最高高さ、最高軒高さを記載してください。</p>
	立面図	高さ制限の確認においては、検討図又は検討式を記載してください。余裕がない場合は、検討式を記載してください。
	採光計算	採光補正係数を算定するための数値（開口部の位置、隣地境界線までの水平距離、窓寸法等）を図面に記載してください
換気設備	設備平面図	<p>給気機又は給気口の位置、排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置を記載してください。</p> <p>換気設備の型番を図面に記載してください。</p>
	検討書	ガスコンロ、ガス乾燥機の発熱量根拠を添付してください。また、火気使用室の換気の検討も行ってください。
階段	平面図	手すりの出幅を記載してください。
		まわり階段の有効寸法を表示してください。

区分	図面名	内 容
防腐・防蟻処理	仕様表	地面から1m以内の防腐・防蟻措置を記入してください。
構造	仕様表	基礎支持地盤の種別及び位置を地盤調査報告書と整合を図ってください。
	構造図	地盤調査の結果により地盤改良や杭が必要な場合は、構造図にその内容を記載してください。併せて地盤改良計画書を添付してください。
	仕様表	屋根ふき材の固定方法を明記してください。板金屋根の場合は昭46建告第109号は適用できませんのでご注意ください。
	平面図 構造図	平面図と構造図で柱、耐力壁、筋交い等の位置の整合を図ってください。
	構造図	筋かいの凡例に「柱頭」と「柱脚」を明示してください。
	面積計算表	存在壁量の算定、見付面積の算定などに用いた値の根拠寸法（耐力壁の壁長、床面積・見付面積の求積寸法など）を図面に明示してください。
	壁量計算書	単位面積当たりの必要壁量算定に際し、図面と表計算ツールの数値（入力値、算出値）の整合を図ってください。
	壁量計算書	『壁量等の基準（令和7年施行）に対応した表計算ツール』は柱の負担面積5㎡、樹種・等級はすぎ・無等級材を前提としております。柱の負担面積がわかる図面を添付してください。柱の負担面積が5㎡を超える場合は、「2－3柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合」を利用してください。 また、軒の出が600mmを超える場合、屋根の勾配が5寸を超える場合は、割増を行う等の調整を行うか、多機能版を使用してください。
	構造図	大臣認定を受けた面材耐力壁を使用される場合、仕様と認定番号を仕様表等に明示してください。 制振装置を使用する場合、認定内容が分かる書類を添付してください。
建築設備	配置図	下水管等の位置及び排出経路又は処理経路を図面に記載してください。
	設備平面図	給水管、給湯管、排水管など配管設備の種別、配置を記載してください。
		常用の電源の種類及び位置を記載してください。
		分電盤の位置を明示してください。
省エネ	仕様表	国土交通省作成の『仕様基準に基づく仕様表作成ツール【木造戸建て住宅用】』を利用する場合は、「仕様表 木造戸建て住宅（仕様基準）」を添付してください。
	平面図 断面図等	断熱材、窓、ドア及び設備（暖冷房、換気、給湯、照明）の仕様を図面に記載してください。
	仕様表	断熱材、窓、ドア及び設備（暖冷房、換気、給湯、照明）の仕様で、性能が分かる資料を添付してください。
	平面図 断面図等	仕様基準の対象部位を図面に明示してください。
手数料	—	申請面積・内容（確認特例の有無、省エネ仕様基準加算など）に応じた手数料額になっているか確認してください。金額や納付方法が不明な場合は、事前に各審査機関へご確認ください。